



墨東の学び

学校通信③号

令和6年5月31日発行
東京都立墨東特別支援学校
校長 田村 康二郎

<報告>5/25 S小学部運動会&中高授業参観を実施

運動会 多数の御家族がギャラリー席から、声援と拍手をお送りくださったことで、小学部生は十分に持てる力を発揮することができました。東部療育センターのかもめ分教室で学んでいる墨東生2名もドクター・看護師のサポートを受けながら参加することができました。在宅訪問学級のお友達もスクーリングの一環として運動会の輪に加わることができました。日頃の学びの場が異なる仲間もみな学び舎「墨東」の大切な一員です。

授業参観 事前に授業者からの授業解説として「どのような授業?」「どのようなねらい?」「様々な指導上の工夫は?」「この授業の見どころは?」等の質問別の説明を冊子にした授業参観ガイドをお配りしました。授業後には、学習グループ別の保護者会を開催して、授業について説明する機会を設けました。いただいた参観アンケートは全校教職員で共有した上で、今後の授業改善に生かして参ります。

<報告> 待望の新刊図書が届きました!

公益財団法人「日本教育公務員弘済会東京支部」が募集する「2023年度の学校図書助成250校」に見事選ばれた本校に、待望の新刊図書パック「STEAM教育セット全41冊(10万円相当)が届きました!喜びと感謝を伝えようと、墨東生を代表して生徒会役員が先方からの贈呈の目録をお受け取りした上で、謝辞を述べてくれました。贈呈書籍から幾つか御紹介します。「10歳からの美術の歴史 世界・日本の巨匠と名作がわかる本」

「みんなが知りたい!物の一生がわかる本、始まりから終わりまで」「理系脳をつくる食べられる実験図鑑」「わくわく小惑星図鑑」「もしもロボットとくらしたら」「人体断面図鑑」

➡貸出し用の登録とバーコード付け、本が傷まないよう

にするブッカー掛けを早急に済ませて、6月の全校読書月間で貸し出せるように準備をしていきます。

<お知らせ> 高等部生徒は、飲料自販機利用可能に!

昨年度の学校評価に伴う「保護者アンケート」に寄せられた声を一つ一つ吟味して、学校教育充実に反映可能



と判断した内容は、順次取り入れていくようにしています。「高等部生には、卒業後を見据えて、一般の高校のように、校内設置の飲料自販機利用を可能とどうか」との御提案に関して、お金やICカードの管理、多様な実態の児童・生徒想定、飲料の管理と廃棄、小学部生・中学部生の扱いなども含めて利用ルールを定めた上で、利用可能とする判断をしました。(詳細は既にお知らせ済)

<お知らせ> 人権尊重を基盤とした教育を進めます!

いじめの無い、多様な人々が共に認め合い、支え合い、仲良く一つの社会を参画していけるようにとの考え、「共生社会の実現」に向けて、学校在学中からいじめの無い、互いを認め合う中で、自尊感情を育むことを基盤とした学校教育を進めていきます。

今年度は、アート作品の共同制作や書の展示と鑑賞を取り入れた体験活動実施校(全都約2,200の公立校の中で10校を選定)の指定を受けましたので、こうした学習活動をとおして「互いを認め合える心情」と「自尊感情」を育ててまいります。

こうした人権尊重の一環として、都教育委員会より児童・生徒向け、保護者向けそれぞれに「相談窓口一覧」や「相談シート」等のデータが学校に送付され、児童・生徒に配布するようにとのお知らせが届きました。手指の運動機能も含め、単に配布するだけでは活用が難しい墨東生が大多数であることや、活用するか否かの判断も難しい墨東生が多いことから、必要に応じて活用できるように学校ホームページ内の「学校生活(生活指導部より)」バナーに収納し、どの御家庭でも取り出せるようにいたしました。御覧いただき、必要に応じて御利用ください。

<お知らせ> 第1回 保護者学習会6/25の御案内

専門家を招いて「お子様の分かる力を育てる基礎段階の学習についての学び方の理解」を深め、家庭教育のヒントを得るための学習会を昨年度から始めましたが、大変好評だったことから、今年度もPTAの協力を得て共催で行います。6月25日10:10開始、「記録・記憶・想起と操作の学習」を通して学びます。(詳細は別途お知らせ済)奮って御参加ください。教え手と学び手の役を交互に代わりながら、どうやったら子供が理解しやすいかを、子供の心理を理解して大人が接することを学びます。(難しいことは全くありません)講師は児童の学習心理の大家である宮城武久先生と宇川和子先生です。

(学研:障害のある子供の基礎学習シリーズの著者です。)

校長 田村 康二郎

◆昨年度掲載した内容を一部改訂して再掲します

小・中学部新入生・転入生 の御家庭向け解説 「副籍事業による交流とは」

◆交流活動の再開が本格化するこの時期に「副籍制度や交流」について解説します。都立特別支援学校小・中学部（義務教育）では、病弱校を除く視・聴・肢・知の各校では、原則として全員が副籍をもちます。※病弱校（部門）の児童・生徒については、健康回復後に前籍校に戻りますので、副籍指定ではなく、「病弱者ではなくなった場合の学校指定」を区市町村教育委員会が、都教育委員会に事前届出手続きを行います。

一副籍特集— 「副籍制度を知ろう！」

副籍制度は、都の独自制度として平成19年度から都内全域で展開されて17年目に入りました。東京都内全域で副籍制度が根付いてきていることは大変嬉しいことです。都立特別支援学校と公立小・中学校の連携と協力の積み上げが実り、以前に文部科学省から公表された答申の中にも、「東京都の『副籍制度』を参考に」という文言も盛り込まれています。つまり「東京都の取組を大いに参考として全国各地で推進しましょう」とのことでした。

本年度の副籍による交流に向けて動き出すこの時期に、改めて、なぜ「副籍」なのか、どのような経過でここに至ったのかを特集します。

子供は「地域の宝物」～次の社会を託す存在～

副籍制度が産声を上げた頃のいきさつを御紹介します。副籍制度が形になる頃、ノーマライゼーションに関する国の施策が大きく進みました。具体的には、全省庁を束ねる内閣府が障害者施策全般を担当して、小泉内閣（当時）の平成14年12月24日に「障害者基本計画及び重点施策実施5か年計画」（障害者プラン）が閣議決定に至り、大きく進み始めました。この決定を受けて、障害者基本法などが制定されました。

こうした計画や法令の精神を一言で表すと「子供は地域の宝物」であると私は理解しています。実際の計画や基本法の中には、どこにも記されていないのですが、間違いなくその精神に基づくものと確信しています。それぞれのお子さんは、障害があっても無くても、生まれたときから地域に根ざしたいという願

いがどなたにでも必ずあることでしょう。その願いを地域の教育拠点である小・中学校に協力して頂いて副籍制度が動き始めたのです。

副籍制度以前は？

昭和50年代に都内の肢体不自由養護学校（今の特別支援学校のこと）の小学部に在籍していたA君と母親が「地元の小学校で教育を受けさせたい。」と小学校の校門前に座り込む出来事等が、当時の新聞にも頻繁に掲載され、社会的な注目を浴びました。こうした経過も背景の一つとして、当時の盲学校・ろう学校・養護学校に在籍する児童・生徒と近隣の小・中学校の児童・生徒との交流教育の充実が図られていきました。これは「同じ地域の子供として生まれたのに、特別支援学校に入学すると、その学校に通っている子供たちやそこで受けている専門的な教育について、自分たちが暮らす地域の皆さんに全く分かって貰えていない」という現状を改善する機運があったからでした。特別支援学校と近隣の小・中学校、高校等の交流制度がこのような思いの中、少しずつ形作られていきました。こうした取り組みは、当時「心身障害児理解教育の推進事業」という制度の名称で進められていきました。その後、学校が近だけでなく、特別支援学校の児童・生徒が暮らす街の近くの学校との「居住地校交流」という方法も取り入れられていきました。

心身障害教育から特別支援教育へ

こうした状況に前後して平成13年1月に「21世紀の特殊教育の在り方」という最終報告が文部省の協力者会議から答申されました。東京都においても新世紀に時代が変わる時期に、国に先駆けて検討を始めていました。その検討の場が「東京都心身障害教育改善検討委員会」という委員会でした。東京都の心身障害教育（国で言う特殊教育＝今の特別支援教育のこと）を現代化するため、都内の心身障害学級（当時の国の制度名は特殊学級＝今の特別支援学級）や都内の盲学校・ろう学校・養護学校の教員を代表して各種別の校長先生方や保護者の方、さらに、東京都盲人福祉協会や東京都聴覚障害者連盟の方等の障害のある方も当事者団体代表として直接参加されました。そして東京都肢体不自由児者父母の会と東京都知的障害者育成会も加わることで、各界が一同に会した大きな会議となり、都庁での会議には毎回傍聴者が大勢集まり、大変注目されました。

「副籍制度」は肢体校の母親の意見から

そのような中、特別支援学校PTAを代表して委員として参加されていた都立肢体不自由特別支援学校在籍生徒の母親であるPTA会長が意見を述べられました。「保育園や幼稚園には地域の同年の子供たちと一緒に通っていましたが、就学の際は、障害が重いことから小学校・中学校への入学は難しいため、特別支援学校に入学しました。専門的な教育や支援を受けるために、暮らす地域から離れた学校に、毎日スクー

ルバスに長時間乗車をして、特別支援学校に行っています。しかし、家族が暮らす地域の誇りある一員として、地元の学校に名前を刻んでもらうことはできないのでしょうか。実際に教育に参加できるかどうかは、一人一人の実態によって異なるだろうけれども、もし、そうした事が出来たら本当に嬉しい」という主旨の発言でした。

この意見が委員会での検討を大きく進める力となり、それまで培ってきた「心身障害児理解教育の推進事業」を拠りどころに進めてきた交流教育を特別支援教育時代にフィットした新たな形にバージョンアップしていこうとする方向が明確になっていきました。

特別支援籍？ 地域籍？ 副籍？

新たな地域での交流は、どのような形なら実施可能なのか、委員会の最終答申である「東京都の特別支援教育の今後の在り方」（平成 15 年 12 月公表）を受けて、東京都の教育行政の担当部署で検討が進められていきました。

例えば小学校と特別支援学校のように二つの学校に同時に学籍を設ける「二重籍」は認められない国の現行制度の中で、どのようにしたら双方の学校で関わりをもてるのか、「特別支援籍」「地域籍」など様々な形態が議論されました。私もその場において、ある担当者が「副籍という言葉で理念を表してはどうか？」と発案された場面を鮮明に記憶しています。

「主となる籍」と「副次的な籍」とは

副籍という言葉と対になった「主となる籍」は特別支援学校籍を示します。主となる籍というのは、【日々そこで積み上げる。そのお子さんの専門的な教育のほとんどはそこで用意される】ということです。一方、「副次的な籍」は暮らす地域の小・中学校に置くことを意味します。この「副次的な籍」を短くして「副籍」と呼んでいます。

主となる教育は、特別支援学校で日々受けるため、教育の比重は半々ではありません。例えば、副籍交流を複数日行くと、お子さんにとって、特別支援学校での学習の内容が学びかけのままになってしまいます。内容が薄くなると、興味を失い、ひいては学校が嫌になってしまうかも知れません。そのため、「副籍」には基盤となる場を特別支援学校に置いた上で交流を行うという大事な意味も含まれています。

副籍制度スタート！

こうした中で、副籍制度という考え方が行政計画である「東京都特別支援教育推進計画」（第一次実施計画を含んで平成 16 年 11 月に公表）の中に示され、実際にモデル事業が開始されました。いくつかの市や区に先行して試行してもらい、その蓄積を集約し、副籍による交流の事例や実施のノウハウを盛り込んだ「副籍ガイドライン」が東京都教育委員会から平成 19 年 3 月に刊行され、都内の全小・中、特別支援学校に配布されました。そして、平成 19 年度から、都

内全域の全公立小・中学校を対象に副籍制度が全面展開となりました。

具体的には、副籍制度による交流を希望された方には、区市町村教育委員会が地域校を指定し、個々の状況に応じて進めていくものです。

東京都には小学校が約 1200 校、中学校がその半分程あります。それぞれの学校で「今年度は副籍のお子さんが 3 人います。」「今年度は残念ですが、いません。」という話を聞くようになったことは、この 10 年間で副籍が根付き始めた結果でもあります。

「就学相談」と「副籍制度」

いわゆる「主となる籍」については、就学相談の中で、特別支援学校への就学を保護者が納得されて、就学先が決定していく仕組みです。当然、地元の小学校から我が子の教育をスタートさせたいという親御さんの当初の思いは本当に大きいものです。

おそらく、お子さんが生まれてからは、どなたでも「6歳になったら近所のあの小学校へ」という思いで子育てをされてきていることでしょう。また、その後のお子さんの成長ぶりや健康状況を踏まえながら、どのような教育なら、お子さんの健康が守れて、安心して混乱無く、その中身を十分吸収できるのかを案じられてきたことでしょう。集団の規模、そのお子さんに応じた環境・施設や教材などについて、就学相談の担当者等の勧めを受けて見学などを通して情報収集する中で、親御さんが「特別支援学校でスタートしてみます。」と仰ってくださって初めて就学先が決まります。

このように、就学決定は東京都内では「相談」という形をとっています。毎日学校に通わせる親御さんが納得しないで、一方的に教育委員会が決めることがあってはならないからです。しかし、この就学相談の際に、最後まで親御さんが迷われるのは、お住まいの近くの地元の小・中学校との関係が切れてしまう不安ではないでしょうか。

副籍制度が導入される以前は、小・中学校の校長先生方は、校門前のお宅にスクールバスが来て、車いすのお子さんが乗っているけれど、どこの学校に通っているのか、どこの方なのかは、正式には知るすべがありませんでした。すなわち、その小・中学校ではそのお子さんの教育情報を全く持っていませんでした。これが副籍制度により、地元の区市町村教育委員会が調整役として介在し、副籍を希望するお子さんの教育情報が地域の小・中学校と共有化されるようになったのです。

一貫した支援のために必要な地域とのつながり

乳幼児期のことを考えてみましょう、ある市では、お子さんの障害の有無に関わらず、同じ住民として公立幼稚園で受け入れています。その市では、障害のある幼児の就園の際は、支援の度合いによって、A 段階、B 段階、C 段階というものがあり、この段階に応じて介助者が配置されます。公立保育園にもこうした

支援の制度があります。また、障害の程度や種類に関わらず、保護者が希望すれば同年代のお子さんと一緒に保育や幼児教育を受けられている地域もあります。区や市によって、地域住民のニーズに応じた様々な形の福祉や幼児教育が用意されています。

学齢期になりますと、特に専門的な教育が必要なお子さんは、実態に応じて都立の視覚障害・聴覚障害・肢体不自由・知的障害・病弱の特別支援学校のいずれかに就学することができます。（特別支援学校は都道府県に設置義務があります。なぜならば、例えば視覚障害特別支援学校をある区市町村が設置したとしても在籍者数が少なすぎ、集団教育としての効果を発揮できる学校規模を確保できず、結果として教員が少人数になり、専門性を維持できないなどの理由があるからです。）特別支援学校に通うお子さんは、自宅から離れたところに通うことも多々あります。ある肢体不自由校は、7つの市町村からお子さんが通ってきています。スクールバスに1時間近く乗ってくるお子さんもいます。そうすると自分の家の前に小学校があっても、2つ位の市を挟んだ別の地域で教育を受けているというケースも生じます。これでは地域とのつながりをもつ時間はなかなかとれません。こうした事態は、特別支援学校に就学したことから生じた避けがたい制約かもしれません。

ところが卒業するとどうなるのでしょうか。お住まいの地域に応じた在宅福祉制度等を活用しながら暮らす地域で豊かな暮らしを構築していくことになります。つまり、また自宅のある地域に戻ってくるのです。特別支援学校に入っている間だけ、一日の大部分を地域と切り離されたままということになります。

人と人の関係はフェイス・ツー・フェイスが基本ですから、知り合いが一杯いて、その保護者同士もつながっている中で、ネットワークができ、さらに新しい情報が入り、子供を守るセーフティーネットにもなっていきます。同じ地域に生まれたのに、特別支援学校のお子さんだけが地域とのつながりが弱くなってしまおうという反省がこの委員会の検討の中でも提起されてきました。義務教育段階で、同年の子供同士が学校を介在してきちんとつながっていくことが人生設計の中で大切と言えます。

これまで、特別支援学校の多くの保護者から「地域のお子さんに顔を覚えてもらいたい。」「他のお子さんの名前も覚えてほしい、自分の子供の名前も覚えてもらいたい。」との率直な声を多数いただてきたことから、その必要性が分かります。

地域校の指定にあたって

副籍は、特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒、つまり義務教育（小・中学校）段階のお子さんが対象になります。副籍のルールは、区市町村によりそれぞれ決められており、どこの学校を副籍に指

定するかというのは様々です。

ある区では、通学区の学校に必ず行ってくださいとしています。また、兄弟姉妹等の在籍校との兼ね合いも含め、個々の事情をお聞きした上で、柔軟に判断するという区もあります。兄弟姉妹がいるので（同じ学校は）困るとある保護者の方が行政のところに行った際、担当の方から、「もしそのことで困るのであれば、安心してその副籍が置けるようにそのお子さんや指定校の子供たちの心を耕すところからやっていきます。ですからその学校を避けて指定するのではなく、安心してその学校が指定できるようにさせてほしい。」とアドバイスを受け、親御さんが大変心強かったという話を聞いたことがあります。

先程紹介した冊子「副籍ガイドライン」の中にもそうした事例が紹介されていました。これは、ある区の特別支援学校4年生のAさんの例ですが、Aさんが副籍交流を行うことになった小学校の2年には弟が在籍していました。その2年のクラスのお子さんに、事前に「色々な人と仲良くなろう」という小単元の学習を計画し、障害について理解する授業を行いました。まず、ベースを作って交流をするという内容です。単に副籍を受けるということではなく、お子さんの心の基盤を育てる理解教育を行って、相互のお子さんに成長があったという事例がでていました。

地域を担う次世代として

副籍制度は区市町村教育委員会が主体となって進めていくものです。「なぜ区市町村がやるのですか？」と時々質問を頂きますが、私はこのようにお答えしています。「お子さんの出生届はどこに出すのですか？お住まいの区市町村です。そこでは母子手帳の交付から始まり、乳幼児健康診査、1歳半健診、3歳児健診の案内が来ます。そして、就学年齢になると就学時健康診断の案内もお住まいの区市町村の行政から届きます。このように、お子さんが暮らす一番身近な行政が保健・福祉・義務教育等の総合支援を行っています。ですから、地域の小・中学校に入学せず、特別支援学校に教育を受けに行ったお子さんも地域の次世代を担う大切なお子さんとして行政からのサービスを受ける主体者であることは全く変わらないのです。」ところが稀に誤解があって「都立特別支援学校のお子さんになったのだから、（本区とは関係が無い訳ですので、）その教育はそちらの都立学校の中でやるべきことでしょう。」ということのある区の担当者が話されて、保護者が大憤慨されたと同ったことがあります。

「区市町村教育委員会による副籍校を指定」とは

出生時から医療・保健・福祉部門を中心に、サポートしてきた身近な行政サービスである地域の区市町村がお子さんのことをよく分かっているのが本来の姿です。副籍に関しても、小・中学校の校長先生方と相談しながら、お住いの地域の区市町村教育委員会

が主体者として決定する仕組みです。

「保護者による付き添い」とは

副籍制度では保護者が引率すると定められていますが、「何で先生が付き添ってこないのですか？」という質問も時としていただきます。こうしたケースは直接交流の際に生じます。実際には、特別支援学校の教員が付き添うことも無いわけではありません。実際の交流の内容を知ることは、そのお子さんの指導のためにも大変役立つからです。ただ、授業のやり繰りをしながらですので限界もあります。もちろん日頃指導されている特別支援学校の教員が同行すると親御さんが安心してくださいますが、教員が付き添っている間、特別支援学校で学ぶ多くのお子さんの教育が十分に保障できなくなってしまいます。このため、都教育委員会による副籍ガイドラインでは、副籍制度による直接交流では、「保護者が付き添うことが原則」と明示されています。

「地域指定校との打合せ」とは

地域指定校との打ち合わせについては、当事者に御了解をいただいた上で、お子さんの写真や学校での授業風景の写真を持っていくこともあります。話だけではとても硬くなりますが、実際にお子さんの様子を通して、学校で学習に集中している写真、友達と仲良く伸び伸びと学校生活を送っている写真等を見せると大変よく分かってくださると聞きます。

学習の形態についても十分に打合せをする必要があります。行事から順を追って積み重ねてきたという体験談も伺うことが多く、これも参考になります。

できるだけ多くの時間を副籍校へ行きたいという保護者の方の気持ちもよく分かるのですが、じっくりとした積み上げを経て双方の理解が進んでくると、特段の対応は必要ないというところまでステップアップしていきます。これは一番自然な形での発展です。そのためにも十分準備をした上で、1回、2回と重ねていくことが双方に知恵と経験と自信が蓄積していくことにつながります。計画的に行事に参加する他に、特別支援学校が直接関わらない形で、土日の地域行事が小学校で催され、小学校の校長先生からお誘いの御案内があり、参加してみたら、副籍先の学級の担当の先生がいて安心したというケースを伺ったこともあります。これは本校の授業とは切り離れた話となりますが、こうした積み重ねから、一緒に学習することにつながっていく場合もあります。

直接交流の量とバランス

直接交流での学習を充実させたいとの相談もよくいただきます。御相談の中で、両方の学校に週の半分ずつ行きたいという御希望もありました。あまり特別支援学校の授業を抜けてしまうと、特別支援学校が主となる教育を行っているのに、そこでの学習がとびとびになってしまい、理解不足を生むデメリットにも注意しなければなりません。

逆に特別支援学校の教員は、授業が一層充実するよう、努めなくてはなりません。つまり、「副籍のある学校にも行きたいけれども、来週のこの学習はぜひ受けたいから、休みたくない」と子供が思えるだけの「どうかして受けたい授業」を用意するプロ意識が求められています。

児童・生徒によって様々ですが、主と副という関係ですのでベースを特別支援学校に置きながら、そのお子さんが安心して、学習効果が期待できる授業を積み上げていくことが大切です。

副籍制度がもたらす効果は

副籍制度がもたらす効果は、お伝えしたとおり様々ある訳ですが、改めて考えてみますと、特別支援学校の児童・生徒にとっては、特別支援学校には、自分の家のそばの児童・生徒はとても少なく、異なる地域の同年代が何人かいるという形がほとんどです。副籍制度により、自分が暮らす地域の同年代の仲間との関係が蓄積されて地域の一人としての自覚をもつためにも、地域の小・中学校に関われるということは大いなる価値があります。そこも自分が行けるところなのだと思えることが大切です。

障害児童・生徒の存在について自然な受け止め

副籍制度は、地域指定校の小・中学校の同年代の児童・生徒にとって、暮らす地域の同年代に特別支援学校の仲間がいて、その方と仲良しになるという関係から、世の中には様々な障害の方がいるということが分かってくるきっかけになるとともに、相互に支えあっていくことを学ぶ貴重な場でもあります。つまり共生社会の理解と推進の一步となるものです。

交流とは双方向で行うもの

かつての「交流教育」といった言葉は、現在、「交流及び共同学習」という言葉に進化しました。交流を通して共同で学ぶということですから、特別支援学校のお子さんだけが副籍のある学校に行き、学んで来るだけでなく、特別支援学校のお子さんが授業に加わって一緒に学ぶことによって、小・中学校のお子さんにも同様に深い学びがあるのです。

また、交流及び共同学習の「交流」とは交わるという事です。交わるとは、双方向ですから、片方だけの関係では無いという事です。お便りも一方的に送るのではなく、お便り交換となっています。それから自分の子どもの名前を覚えて欲しいし、皆の名前も覚えてほしいということになります。時には特別支援学校にも来ていただく「相互交流」も行います。このように、「交流及び共同学習」とは、相互に学び合うということなのです。

誰でもいつかは支援を受ける側に

私は、特別支援学校の教育にずっと関わって仕事をしてきました。個人的なことを述べて恐縮ですが、約17年前に父親を、続けて母を亡くしました。元気だった母も何か月も入院する状態になり、また高齢の

父は何年も車いすに乗って姉に介護されて暮らしていました。デイケアサービスで入浴サービスを受けたり、近所のセンターに行ったりリハビリを受けたりしていました。私は教員として車いすを動かしたり、病気のお子さんのベッドサイドに行って学習の支援をしたりしたことがあったからこそ、そのとき、自然にそうした状況と向き合っていると自覚できました。

私達もどこかでハンディキャップを負っていきます。一生涯を俯瞰して見れば、健常者も障害者もなく皆同じです。まだ心が柔らかくて色々なものを受け止めやすい人生の初期の段階である小・中学生が、様々な方が地域に暮らしていて、それぞれ得意なことや不得意なことがある等々、お互いが一人一人を認め合えることを自然に積み重ねて理解を深めてくれることは、「交流」そして「共生社会」の原点であると感じます。

小・中学校の特別支援教育への応援

小・中学校のどの教員にとっても、日頃の教育の中で特別支援教育を担う責務が、最新の学習指導要領では明示されています。

文部科学省は、最近の調査結果として、「通常の学級の中にも8.8%の児童・生徒に学習面や行動面で配慮と支援の必要な児童・生徒がいる」と発表しています。40人×8.8%ですから、1クラスに3～4名程度でしょうか。最近ある小学校に伺った時に、授業者の先生が、このクラスには配慮と支援を必要とするお子さんが7人いますと仰っていました。通常の学級の先生にも特別支援教育の視点が行き渡り、子供がよく見えてきたからかもしれません。特別支援教育の考え方や視点が先生方に培われてきたこともあり、指導の工夫や配慮などの様々な支援が通常の学級でも出来るようになってきています。こうした中で、特別支援学校との教員間の交流や組織としての支援が大切になってきています。本校が担当する5区地域の小・中学校の特別支援教育が充実するように応援し続けていきます。

これからの日本を託す「次世代の育成」

ある市の副籍制度を検討する大きな会議に、参加したことがあります。小・中学校合わせると100校近い大きな市でしたが、その中で「副籍は大変だ。」と校長である委員が発言されました。さらに「特別支援学校の校長は、私のところに挨拶に来ていない。」と。司会も困ってしまって、私に発言を求めてくれたので、このようにお話ししました。「特別支援学校の校長が100校近くに出向くことは現実的には難しいことなので、国の制度により、特別支援教育コーディネーターが特別支援学校内で指名され、校長に代わって調整役になる制度を御理解ください。しかし本質は数の問題ではないと考えます。頭を下げていくのではなく、小・中学校の先生がお願いされて行う事業でもないと考えます。子供に関わる双方が積極的に連

携・協力し合って、初めて地域のお子さんを囲んだ教育サポートができるのです。お子さんの日頃の教育を担っている特別支援学校が副籍受け入れに役立つ教育情報を整理して小・中学校に持って行く協力は惜しみません。『子供は地域の宝物』として受け止めていただくには、双方が協力し合っていくことだと確信しています。」多くの皆さんがハッとした表情を浮かべながらも大きく頷いてくれました。

これからの日本を背負っていく子供たちには、いろいろなことを大人になるために学ばせておく「手厚い教育」（これは、ただ優しくということではありません。）が大切であると言われていますが、そのときに、地域には多様な仲間たちがいるということや特別支援学校と小・中学校が協力して、子供たちに伝えていく役割も副籍制度が担っているのです。

ごく自然な支援・つながりができる関係に

以前、副籍による交流活動がうまく根付いているある小学校の校長先生のお話を伺ったことがあります。「特別なことをする訳でも、特別な人がいる訳でも、特別な教材がある訳でも、特別なエレベーターなどの設備もある訳ではなくて、自然にやっています。何でも相談してほしい。大概のことはみんなの知恵で解決できる」と。すばらしいと思いました。何でも当事者に聞いてみて、どうやったらマンパワーでできるかということを考えていく。例えば、エレベーターが設置されていなくても、周囲に声を掛けていれば、パッと人が集まり、車いすを上階に持ち上げている学校があると聞き、とても嬉しく感じました。これからも皆で力を合わせて、地域を担う人材を育てていきましょう。

17年前の副籍導入期に、小学部4年で直接交流を開始された経験をお持ちの卒業生の親子に徐々に再会する機会に恵まれました。ある夕方、地域の夏祭りにぎわいの中を散歩していた時に、大学生年齢のグループに声をかけられました。「〇〇さん、久しぶりだね～。覚えてる？ 小学校で会ったね。」と。副籍をやってきて本当良かったと実感されたそうです。

最新情報/副籍ガイドブック改訂版 & 好事例集

本事業の進展状況を踏まえて、都教育委員会発行の「副籍ガイドブック」が、10年振りに改訂され、令和5年度末に都教育委員会ホームページに掲載されています。

※副籍ガイドブック検索

さらに令和6年度、教育庁指導部による「副籍制度に基づく交流活動の推進事業」の一環として、各校の推進に資する副籍事例集の発行が計画されています。本校からも、校長とコーディネーターの須永主幹教諭が委員として参画する予定です

校長 田村 康二郎